

令和 7 年度
社会貢献型未利用等水産物利活用業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

対馬市 農林水産部 水産課

1 業務の目的

対馬市内の水産品及び水産加工品生産事業者が保有する未利用又は未活用となっている水産品及び水産加工品を適正価格で買い取りを行い、市内及び市外のいわゆる「こども食堂」や「ひとり親家庭」に対する食糧支援に要する食材へ食材供給支援を行う。これをもって水産品及び水産加工品生産事業者に社会貢献を促し、収益向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 社会貢献型未利用等水産物利活用業務

(2) 業務の仕様

別紙「令和7年度 対馬市社会貢献型未利用等水産物利活用業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年12月31日まで

(4) 委託額（上限額）

500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約予定額を示すものではなく、あくまで予算の規模を示すためのものです。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 「令和7年度対馬市入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められるものにあっては、本プロポーザルに限り、当該登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。

ア 履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可）

イ 納税証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可）

（ア） 対馬市税の未納がない証明書（本市に事業所等を有する者のみ）

（イ） 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書

ウ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

エ 財務諸表類又は青色申告書等（直近1年度分のみ）

オ 対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）第5条第1項が規定する関係企業以外の者であることの誓約書

- (2) 参加表明期限日において、長崎県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 対馬市暴力団排除条例（平成24年対馬市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (6) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、本業務を確実かつ円滑に遂行できる体制を有する者。具体的には、過去5年以内に他の自治体において、本業務に類似する業務を受託した実績を有していること。

4 提出書類・提出方法等

(1) プロポーザル参加申込書の提出

ア 提出期限 令和7年5月7日（水）正午まで ※必着

イ 提出書類 様式第1号 1部

令和7年度対馬市入札参加資格者名簿の役務提供に登録されていない者は、次の書類を各1部、併せて提出すること。

- 履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可）
- 納税証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可）
 - ・対馬市税の未納がない証明書（本市に事業所等を有する者のみ）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書
- 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- 財務諸表類又は青色申告書等（直近1年度分のみ）
- 対馬市政治倫理条例第5条第1項が規定する関係企業以外の者であることの誓約書 様式第2号

ウ 提出方法 郵送のみ

エ 提出先 末尾記載の「問い合わせ先」宛て

(2) 質問の受付けと回答

質問がある場合は、様式第8号によりメールにて提出してください。メール以外での質問は受け付けません。また、回答は随時メールにて返信しますが、参加者全員へ共通に提供すべき情報であると本市が判断した場合は、参加者全員に周知します。

ア 受付期限 令和7年4月21日（月）正午まで

イ メールアドレス suisan1@city-tsushima.jp

(3) 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、以下の必要書類をまとめ、定められた部数を期限までに提出してください。なお、期限までに提出がなかった者は、辞退したものとみ

なします。

- ア 提出期限 令和7年5月29日（木）正午まで ※必着
イ 提出方法 郵送に限る
ウ 提出先 末尾記載の「問い合わせ先」宛て

必要書類名	様式等	提出部数
企画提案書（鑑）	様式第3号	1部
企画提案書 （番号順に綴る）	サイズは日本産業規格A4サイズ、カラー印刷とします。また、指定の様式、見積書を含み20ページ程度以内とします。ただし、パンフレットは除きます。 1 こども食堂等への水産品等の寄贈 対馬産水産品等を市内の水産品及び水産加工品生産事業者から購入し、市内及び市外のこども食堂又はひとり親家庭等への効率的かつ効果的な運送手法及び想定する取引数量の提案 2 当業務への企業版ふるさと納税の募集 当事業の継続性を図るため、原資となる企業版ふるさと納税の寄付を募集しなければならない。当業務への寄附を確保できるよう受託者のノウハウやアイデアを駆使した効果的な企画を提案すること。 3 実施体制及び業務履行のスケジュール 当業務にかかる受託者の実施体制及び業務履行の想定スケジュールを提示すること。 4 類似事業の受託実績 過去5か年に受託した類似事業の受託実績を提示すること。 5 参考見積書 業務にかかる見積価格と積算内訳を提案すること。	6部 （正本1部、 副本5） 電子データ1部 （CD等）

5 企画提案に際しての留意事項

- （1） 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する一切の経費は、参加者の負担とします。
- （2） 企画提案書は、1参加者につき1案とします。
- （3） 提出された企画提案書等の書類は返却しません。なお、提出書類の著作権はそれぞれ

れの参加者に帰属しますが、本市は提出書類を本プロポーザル及び契約に関する手続きの範囲内で使用できるものとします。ただし、選定されなかった者の提案書は他に流用しません。

- (4) 書類提出後の追加、差換え、変更、取り消しは認めません。
- (5) 参加申込書、企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡の上、**様式第7号**を提出してください。
- (6) 次に該当する場合は、失格とします。
 - ア 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
 - ウ その他、本要領に違反すると認められた場合
 - エ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - オ 見積書の金額が2-(4)で示した委託額(上限額)を超えている場合

6 選定(審査)の方法

審査は、「対馬市社会貢献型未利用等水産物利活用業務評価委員会」において、企画提案書及びヒアリングの内容を審査し、最も適していると認められる事業者を選定します。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ア 令和7年6月4日(水)午前10時00分から順番に実施します。
対馬市役所蔵原庁舎 別館大会議室 ※順番は別途通知します。
(控室：別館第2会議室)
- イ プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とします。
- ウ 説明者は2名以内とします。
- エ プレゼンテーションに使用する資料は、提出済みの企画提案書のみとします。新たな資料の提示はできません。
- オ デモ画面を用いて説明したい場合、モニター、HDMIケーブル、電源は対馬市が用意しますので、パソコンとデータを参加者で用意してください。
- カ 欠席の場合は、辞退とみなします。

(2) 評価基準

審査項目		評価項目	評点
実績	業務実績	・過去5か年の地方公共団体から受託した実績は妥当なものか。	10

実施体制	実施体制	・必要とされる専門知識や経験を有しているか。	10
	対馬市との連携	・市の指示や要請を受けるにあたり、必要とされる組織体制が構築されているか。	10
企画提案	こども食堂等への水産品等の寄贈	・実施内容が企画提案書作成要領に沿った内容となっているか。また、手法は行政機関が実施するにあたり適正なものとなっているか。	15
	当業務への企業版ふりさと納税の募集	・本業務の継続及び拡大を図るに十分な資金を確保するための企業版ふりさと納税確保が期待できる内容か。	15
	PR活動	・事業者の収益性向上を図るうえで効果的なPR活動が可能な内容か。	10
	円滑な業務履行	・本業務を円滑に履行できるスケジュールか。	10
	独創的な創意工夫	・仕様書で掲げる業務の内容のほか独創的な提案はあるか。	10
その他	地域貢献	・市内の水産及び水産加工事業者の収益向上が見込める内容か。	10
合 計			100

※企画提案の項目それぞれについて、次の6段階評価により評価点を計算します。

〔A：非常に優れている〕×1.0 〔B：優れている〕×0.8 〔C：標準的である〕×0.6
 〔D：やや劣っている〕×0.4 〔E：劣っている〕×0.2 〔F：提案なし・不可〕 0.0

(3) 選定に関して

ア 上記の評価基準に基づき、各評価委員が採点を行い、最高得点の提案者を選定します。なお、評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、評価委員会の議決により選定します。

イ 提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を選定します。

ウ 提案者の評価点数（評価委員全員の評価点数の合計）が、満点の6割に満たない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度、評価委員会を開催します。

エ 選定された事業者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は提出書類に虚偽の記載があったとき、その他協議が不調となったときは、その選定を取り消すとともに、次点者と協議の上、契約を締結するものとします。

7 契約

- (1) 選定された最優秀提案者と協議の上、提案を踏まえた本業務における最終的な仕様を確定します。また、再度、見積書の提出を求めます。
- (2) 提案事項の全てが仕様書に反映されるわけではありません。
- (3) 契約書は、対馬市財務規則（平成16年対馬市規則第35号）に基づき作成します。

8 スケジュール（予定）

内 容	日 程
(1) 公募開始（公告）	令和7年4月7日（月）
(2) 質問書提出期限	令和7年4月21日（月）
(3) 質問書に対する回答期限	令和7年4月28日（月）
(4) 募集締切（参加申込書提出期限）	令和7年5月7日（水）
(5) 参加資格の審査・通知	令和7年5月8日（木）
(6) 提案書提出期限	令和7年5月29日（木）
(7) 辞退届提出期限	令和7年5月29日（木）
(8) プレゼンテーション開催通知	令和7年5月30日（金）
(9) 審査（プレゼンテーション）	令和7年6月4日（水） 午前10時00分～
(10) 審査結果通知	令和7年6月9日（月） 発送

9 問い合わせ先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
対馬市役所 農林水産部水産課 担当：武田
TEL：0920-53-6111 FAX：0920-53-6122
メール：suisan1@city-tsushima.jp